

浜松市老人ホーム入所判定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法第11条に基づく老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）への入所措置に係る判定の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 老人ホーム入所措置等の指針について（平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知（以下「指針」という。））に基づき、浜松市中区福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）に浜松市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第3条 委員会は、次の事項について協議し、その結果を浜松市中区福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という）に報告する。

- (1) 福祉事務所長が、老人ホームへの入所措置が必要とみなした者（入所措置の必要性を検討することを要するとみなした者を含む。）について、その入所措置の要否を指針に基づき総合的に判定すること。
- (2) 現に老人ホームに入所している者で、入所要件に適合しないとみなした者（措置継続に必要性を検討することを要するとみなした者を含む。）についてその入所継続の要否を指針に基づき総合的に判定すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の委員で構成する。

- (1) 医師（内科医）
- (2) 医師（精神科医）
- (3) 地域包括支援センター長
- (4) 老人福祉施設長（養護）老人ホーム施設長
- (5) 保健所長
- (6) 老人福祉指導主事
- (7) 中区長寿保険課長

2 委員は、福祉事務所長が委嘱する。

3 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(座長)

第5条 委員会には、座長を置くものとする。

2 委員会の座長は、中区長寿保険課長とする。

(会議)

第 6 条 委員会は、原則として 3 ヶ月に一回開催するものとする。ただし、福祉事務所長が必要と認めた場合については、随時開催できるものとする。

2 委員会は、医師 1 名を含めた 3 分の 2 以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、中区長寿保険課に置くものとする。

(秘密の保持)

第 8 条 委員会の役員は、この会の業務上知りえた個人情報を他に漏らしてはならない。

(審査会)

第 9 条 老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について(昭和 62 年 1 月 31 日付け社老第 9 号厚生省老人福祉課長通知)に基づく老人ホーム入所判定審査会(以下「審査会」という。)は、必要に応じ福祉事務所長が委員を選任及び招集し開催するものとする。

2 審査会は、次の事項について協議し、その結果を福祉事務所長に報告する。

(1) 委員会において、第 3 条第 1 項第 1 号による入所措置の要否判定が困難な場合について助言を求められた場合には、医学、日常生活動作、精神状況(問題行動)、経済的状况並びに家族及び住居の状況等から、総合的に判定すること。

(2) 第 3 条第 1 項第 2 号による入所継続の要否判定が困難な場合については、第 1 号に準じて総合的に判定すること。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、老人ホームへの入所措置等に係る判定の実施について必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年 3 月 31 日までに浜松市浜松福祉事務所老人ホーム入所判定実施要綱、浜松市浜北福祉事務所老人ホーム入所判定実施要綱及び浜松市天竜福祉事務所老人ホーム入所判定実施要綱に基づき入所の判定をされた者は、この要綱により判定されたものとみなす。

附則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 3 月 31 日までに浜松市浜松福祉事務所老人ホーム入所判定実施要綱、浜松市浜北福祉事務所老人ホーム入所判定実施要綱及び浜松市天竜

福祉事務所老人ホーム入所判定実施要綱に基づき入所の判定をされた者は、この要綱により判定されたものとみなす。